

各都道府県防災担当課長 殿

山形県防災くらし安心部防災危機管理課長

令和6年7月25日から大雨による災害に伴う災害救助・救援のために使用する車両の取扱いについて（通知）

標記の災害につきましては、格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、記3の有料道路管理者から料金の無料措置を講じていただくことになりました。

つきましては、下記により取扱うこととしますので、必要に応じ御対応いただきますようお願いいたします。

また、管内市町村にも周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 期間

令和6年7月31日（水）から令和6年10月31日（木）までの間

2 対象車両

- （1）自治体等が災害救援のために使用する車両
- （2）災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

3 無料措置の実施区間

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び各地方道路公社（一部調整中）のそれぞれが管轄する区間（ただし、災害ボランティア車両（2（2））については、開設されているボランティアセンターの募集要件に合致する区間に限る。）

4 通行区間

証明書の適用区間は、3の区間のうち出発地点から被災地の最寄ICまでとする。
（証明書記載以外のICでの途中下車は無効）

5 取扱要領

(1) 証明書の携帯

料金を徴収しない車両としての取扱いを受けようとする災害救助従事車両には、災害派遣等従事車両証明書（別紙）（以下「災害派遣証明書」という。）を携帯させること。なお、ボランティア活動にかかる災害救助従事車両については、災害派遣証明書または高速道路株式会社ホームページから発行するボランティア車両証明書（以下「ボランティア証明書」という。）を携帯させること。

(2) 災害派遣証明書記載事項

- ① 発行番号
- ② 通行年月日
- ③ 通行区間（道路名、流入・流出 I C）
- ④ 乗車責任者の所属、氏名
- ⑤ 車両番号
- ⑥ 発行年月日、発行者の職・氏名・印

(3) 災害派遣証明書の発行者

災害派遣証明書の発行者は、都道府県（政令指定都市にあっては市）の災害派遣命令者又は市区町村の災害派遣命令者とする。

(4) 災害派遣証明書の発行

災害派遣証明書は災害救助従事車両 1 台につき通行 1 回あたり 1 枚を提出するものとする。なお、災害派遣証明書は料金を精算する料金所ごとに必要となるため、走行経路により必要な枚数を発行するものとする。

また、災害派遣証明書による E T C レーン及びスマート I C の利用はできないことから、発行にあたっては注意するものとする。

(5) 災害派遣証明書及びボランティア証明書の提出

災害派遣証明書を携帯する災害救助従事車両は、入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員に提出し、料金を支払う料金所ごとに一時停止したのち証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けること。

ボランティア証明書を携帯する災害救助従事車両は、入口では一般レーンで通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止したのちボランティア証明書及び顔写真付きの公的な証明書（免許証等）を提示すること。最終出口料金所（又は最終通過料金所）においてボランティア証明書を提出することで料金を徴収しない車両としての取扱いを受けること。また、往路のみの使用は出来ない（復路のみは可）。復路用の証明書にはボランティアを行った証として、ボランティアセンター（社会福祉協議会）からボランティア活動確認印の押印を受けること。

なお、E T C 専用の料金所においてはサポート又は E T C / サポートの表示があるレーンを利用し、係員の指示に従うものとする。また、災害派遣証明書及びボランティア証明書では、E T C レーン及びスマート I C の利用はできないことから注意すること。

(6) 災害派遣証明書不携帯の場合の特例

以上にかかわらず、災害派遣証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合、①通行区間（道路名、流入・流出IC）、②車両番号、③通行者の所属機関・氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日当該料金所に提出すること。

なお、ボランティア証明書不携帯の場合にあっては、上記特例の対象とならない。

(7) 災害ボランティア車両について

各高速道路株式会社のホームページから証明書の取得が可能である。インターネットを利用できる環境にない等の場合は、従来どおり事前確認を得たものについて証明書を発行すること。

【担当】

山形県防災くらし安心部防災危機管理課

主査 松本

TEL : 023-630-2654 / FAX : 023-630-4711

E-mail : ykikikanri@pref.yamagata.jp

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	
道路名 及び区間	道路名 入口 I C 名 → 出口 I C 名 道 道 I C → I C
乗車責任者の 所属、氏名	
車両登録番号	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。 E T C は利用できません。（首都高速道路や阪神高速道路等、入口で料金精算を行っている場合には入口で本証明書を係員にお渡しください。） ・ E T C 専用の料金所においてはサポート又は E T C / サポートの表示があるレーンを利用し、係員の指示に従ってください。 ・ 本証明書に記載の入口 I C、出口 I C 以外の利用はできません。（途中での出入りは不可）
<p>この車両は、令和 6 年 7 月 2 5 日からの大雨による災害（山形県）に係る災害派遣等従事車両であることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>発行者の職 氏 名 印</p>	